



土木学会認定技術者資格制度

技術者資格審査（2007年度実施）

受験案内書

【上級技術者資格】

受験申込期間 2007年6月1日（金） 9：00

～ 7月2日（月） 17：00

社団法人 土木学会 技術推進機構

■ 土木学会認定技術者資格制度について

目的と特徴

●土木技術者が持つ能力を評価し、社会に対し明示

本資格制度は、土木学会独自の技術者資格認定制度です。すでに土木分野では技術士制度など多くの資格制度がありますが、本制度は、倫理観と専門的能力を有する土木技術者を評価し、これを社会に対し学会が責任をもって明示することを目的としています。

●土木技術者としてのキャリアパスの提示

本資格制度は「土木技術者」のキャリアアップの道筋を示すことにより、次世代の技術者育成の道しるべとなることを期待しています。

本制度で認定する技術者資格は、名誉を目的とするものではありません。主に実務に携わっておられる技術者を対象としており、教育、研究分野の能力ではなく、実務能力を認定するものです。

●4つのランクの設定

本資格制度の特色のうち、最も大きな特色は、資格が特別上級技術者・上級技術者・1級技術者・2級技術者の4つの階層に分かれていて、土木技術者としての成長に応じて資格が選べることです。

「調査・計画」「設計」「施工・マネジメント」「メンテナンス」など、社会から見てわかり易い技術分野（資格分野）で構成されていることも特色です。

●継続的な技術レベルの向上

本資格制度は、一度合格すると半永久的に有効な免許（License）を付与するものではなく、土木技術者としての能力を認定し、技術力を保証するもの（Certification）です。そのために、継続教育（CPD：Continuing Professional Development）を資格の更新条件に組み込み、5年毎に資格更新を行うことにより、技術力の維持・向上に自律的に取り組めるようになっています。

●国際的に通用する土木技術者を目指す

土木技術者の国際交流が進む今日、継続教育（CPD）や資格は技術者がお互いに評価、リスペクトし合うためのグローバルな尺度となってきました。米国土木学会（ASCE）では、PE資格取得者を対象に専門認定（Specialty Certification）を行う制度も始まっています。

国際化の時代にあって、能力の第三者証明の必要性がよく言われますが、国際的にも理解され易い本会の技術者資格制度はまさに時代の求める制度であると言えます。

■ 土木学会認定技術者資格制度について

土木学会認定技術者資格審査の概要	2
-------------------------	----------

1. 受験資格	2
2. 受験手続	3
3. 審査方法	3
4. 審査日程	3
5. 資格分野	3
6. 合格発表	5
7. 「資格認定証」の交付申請	5
8. 「資格認定証」の交付	6
9. 「資格認定証」の認定期間	7
10. 資格認定者名の公表	7
11. 更新審査	7

上級技術者資格認定の手順	8
---------------------	----------

1. 「受験申込み」から「資格認定証」の交付までの手順	8
2. 受験申込み方法	9
3. 受験申込みフォーム画面の入力内容について	9
4. 書類審査	11
5. 「受験票」(筆記試験)等の受領	11
6. 筆記試験	12
7. 「筆記試験結果」と「受験票」(面接試験)の受領	12
8. 面接試験	12

■土木学会 上級技術者資格 受験申込書【参考】	13
■資格更新のための継続教育(CPD)【参考】	16
■土木技術者の倫理規定	18
■社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言	19

1. 受験資格

土木学会認定技術者資格制度では、資格の階層性を確保するうえから、上位の資格を受験するためには、下位の資格を登録していることが必要ですが、制度創設後の経過措置として2007年度も**上級技術者資格**と**1級技術者資格**については直接受験を実施します（特別上級技術者資格については2005年度を以って直接受験は終了しました[※]）。

2007年度の各資格の受験資格は以下のとおりです。

(1) 特別上級技術者資格 (Executive Professional Civil Engineer (JSCE))

- ・ 上級技術者資格を持っていること。
- ・ 受験申込時に土木学会フェロー会員であること、またはフェロー会員の申請資格※1を有すること。ただし、資格登録時には土木学会フェロー会員であること。
- ・ 実務経験年数（目安）が17年以上あること。

注：海外での業務に従事しており、直接受験できる期間内に受験できなかったなど、正当な理由がある場合には、直接受験することができます。

※1〔フェロー会員の申請資格〕（以下の二つの要件を満足することが必要です。）

- 1) 土木分野において責任ある立場でおおむね10年以上業務を遂行してきた者。
- 2) 学会員としての経歴が原則として20年以上の者。

ただし、土木学会資格制度の制定に伴う影響の緩和措置として、生年が1960年以前の会員の学会歴は以下の通り。

生年1940年以前の会員は学会員としての経歴が10年以上。

生年1941年から1960年までの会員は学会員としての経歴が $[10 + \{(生年 - 1940) / 2\}]$ 年以上。

(2) 上級技術者資格 (Senior Professional Civil Engineer (JSCE))

- ・ 実務経験年数（目安）が12年以上あること。

(3) 1級技術者資格 (Professional Civil Engineer (JSCE))

- ・ 実務経験年数（目安）が7年以上あること。

(4) 2級技術者資格 (Associate Professional Civil Engineer (JSCE))

- ・ 大学院、大学、短期大学専攻科および高等専門学校専攻科に在籍またはそれらを卒業していること。

備考：上記以外の学歴の方については、受験の可否をお問い合わせ下さい。

上級、1級、2級技術者資格については、土木学会の会員以外の方も受験できますが、資格認定証の交付申請（資格登録）の際には土木学会会員（個人会員または学生会員）であることを要します。また、2級技術者資格の登録には、会員資格のほか、1年以上の実務経験年数を有していることが必要となります（大学院在籍も実務経験と見なします）。詳しくは本書5ページをご参照下さい。

2. 受験手続

- (1) 申込受付期間は、2007年6月1日（金）9：00から2007年7月2日（月）17：00まで
- (2) 受験の申込は、土木学会技術推進機構のホームページからのみとなっています。

詳細は、本書8ページ「上級技術者資格認定の手順」以降をご覧ください。

3. 審査方法

- (1) 各資格に応じて、書類審査、筆記試験（択一式問題、記述式問題）、面接試験を適宜組合せて審査します。各資格の審査方法は以下のとおりです。（○：実施するもの、×：実施しないもの）

資格名	書類審査	筆記試験		面接試験
		択一式問題	記述式問題	
特別上級技術者	○	×	×	○
上級技術者	○	×	○	○
1級技術者	○	○	○	×
2級技術者 ※2	○	○	×	×

※2 土木教育で提供されている内容の約2/3以上を習得していることが必要です。

- (2) 既に所有している資格による試験免除処置
上級技術者資格と1級技術者資格の審査では、技術士、RCCMなどの資格の有無により、一部の試験を免除します。詳しくは各資格の受験案内をご覧ください。
- (3) 面接試験の審査員および面接委員については、原則として各資格について同等以上の資格を有している方を選任し、複数の審査員および面接委員で審査します。
- (4) 審査はできるだけ透明性の高い方法により行います。また、審査結果（合格者）は原則として公表します。

4. 審査日程

資格名	試験日	受験地
特別上級技術者	面接：11月23日（金・祝）	東京会場のみ
上級技術者	筆記：9月1日（土）	全国8会場（予定）
	面接：12月8日（土）	
1級技術者	筆記：9月1日（土）	全国26会場（予定）
2級技術者	筆記：10月21日（日）	

5. 資格分野

- (1) 資格分野設定の考え方は以下のとおりです。
現在の技術者の業務範囲と将来の技術者像を考慮し、資格分野を設定します。土木の主要な分

野を構成しており、かつ、将来的に発展していける（または発展させていくべき）分野であることが明確に説明できるものを一つの分野として設定します。

注) 上級技術者の「総合」については、本年度は審査を行いません。

1 級技術者は主分野と副分野について、異なった資格分野を各々1 つ選択する必要があります。

2 級技術者については資格分野を設定しません。

(2)資格分野と内容（資格要件および技術分野）は以下のとおりです。

<p>● 鋼・コンクリート（Materials and Structures）</p> <p>【資格要件】構造材料である鋼またはコンクリートのうち、いずれか一つの材料特性および設計・製作・施工・維持管理に関する総合的な知識と経験を有しているとともに、その他の分野に関する専門的な知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】コンクリート構造、鋼構造、合成構造、複合構造、木構造、複合材料など</p>
<p>● 地盤・基礎（Geotechnical Engineering）</p> <p>【資格要件】地盤調査、土質試験、基礎構造物、地下構造物、地盤改良等の計画、設計、施工に関する知識や経験を有しているとともに、計測やその結果の評価、地盤・岩盤・基礎に係わる構造物の維持管理等を行う能力を有していること。</p> <p>【技術分野例】地盤調査、土質試験、土構造物、基礎構造物、地下構造物、地盤改良、地下水、地盤防災、地盤環境など</p>
<p>● 流域・都市（Watershed, Coastal Zone and City）</p> <p>【資格要件】流域・都市を連携して捉え、これらに関連する社会基盤施設の計画、整備、維持管理などを取り扱うことのできる能力を有しているとともに、都市・流域の開発や環境整備、ライフライン・エネルギー施設などの都市基盤施設の整備・維持管理、水環境の保全・整備、災害を含む流域・都市管理、河川・海岸整備事業等の知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】地域計画、都市計画、ライフライン・エネルギー施設、河川、湖沼、海岸、港湾、海洋、環境保全、環境管理、防災など</p>
<p>● 交通（Transportation）</p> <p>【資格要件】交通・運輸に係わる道路、鉄道、港湾、空港および駐車場・ターミナル等の施設を連携して捉え、ロジスティクスや情報通信システムなどの広汎な基礎知識を備えて、計画、整備、維持管理等を行うことのできる能力を有していること。</p> <p>【技術分野例】交通・運輸計画、ロジスティクス、情報通信システム、道路交通システム、道路、鉄道、港湾、空港など</p>
<p>● 調査・計画（Infrastructure Planning and Survey）</p> <p>【資格要件】土木事業を推進するにあたっての計画の立て方、その手法、その支えとなる調査・探索および評価、あるいは住民参加・情報公開などの計画技術を有しているとともに、社会経済分析評価、需要予測、景観計画、土木遺産調査、リモートセンシング、GIS 等に関する知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】計画、調査、評価、景観、土木史、土木遺産調査など</p>
<p>● 設計（Infrastructure Design）</p> <p>【資格要件】設計を構成する力学設計、耐久性設計、機能設計、デザインあるいはその性能照査に関して総合的な知識と経験を有するとともに、解析・CAD・実験等の設計支援技術に関して体系的な知識または経験を有すること。</p> <p>【技術分野例】土木施設・構造物の計画、設計、景観デザイン、CAD、解析技術、耐震、耐風など</p>
<p>● 施工・マネジメント（Construction and Project Management）</p> <p>【資格要件】建設現場における施工に関する技術的判断や建設事業の運営に関する技術的判断を行うことのできる能力を有しているとともに、建設プロジェクトの工事計画、施工管理（品質管理、コスト管理、工程管理、安全管理、環境管理等）、リスクマネジメント、積算、入札・契約、CALS 等に関する知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】施工技術、建設機械・工事管理・積算・入札・契約管理・技術評価・法令・基準など</p>
<p>● メンテナンス（Maintenance Engineering）</p> <p>【資格要件】トンネル、ダム、橋梁等の土木構造物のメンテナンスならびにそれらの支援技術に関する知識や経験を有しているとともに、非破壊検査、モニタリング、健全度評価手法、補修技術、ライフサイクルコスト評価等に関する知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】維持管理手法、補修・補強技術、検査手法、劣化度予測・評価技術など</p>

<p>● 防災 (Disaster Prevention and Mitigation)</p> <p>【資格要件】都市域などの人工空間、社会基盤施設ならびに自然斜面などの自然空間の安全性向上と防災・保全、ならびにそれらへの支援技術に関する知識、経験を有しているとともに、耐震・耐風・治水・治山技術、地震・火山防災、土砂防災、健全度評価、余寿命予測、補修・補強技術、更新計画、ライフサイクルマネジメント、災害・事故リスクの評価等の知識を有していること。</p> <p>【技術分野例】耐震・耐風・治水・治山技術、健全度評価、維持・補修・補強技術、災害・事故リスクの評価など</p>
<p>● 環境 (Environmental Engineering and Management)</p> <p>【資格要件】上下水道施設やシステムの設計と管理、廃棄物の管理と処理・処分システム、生態系の保全、水環境の保全、大気環境の保全、土壌環境の保全、騒音と振動の防止、環境影響評価、ライフサイクルアセスメント等の知識と経験を有していること。</p> <p>【技術分野例】環境保全、環境管理、環境システム、上下水道、用排水システム、廃棄物など</p>
<p>● 総合 (General Engineering Expertise)</p> <p>【資格要件】国土計画を責任を持って立案したり、社会基盤施設の整備や事業の運営を責任を持って実施することのできる総合的な能力を有していること。</p> <p>【技術分野例】(当面は技術分野を限定しませんが、将来、特定の技術分野として分かれる可能性もあります。)</p>

※ 資格分野の選択についてお分かりになりにくい場合は、土木学会 技術推進機構までお問い合わせ下さい。

6. 合格発表

- 発表時期は平成 20 年 1 月下旬の予定です。
- 合格者の「受験番号」を土木学会 技術推進機構のホームページ (<http://www.jsce.or.jp/opcet/>) に掲載するとともに、土木会館（東京都新宿区四谷 1 丁目（外濠公園内））に掲示します。
- 可否の通知書を本人あてに郵送します。

7. 「資格認定証」の交付申請

- 以下の資格登録要件を満足する合格者で「資格認定証」の交付を希望する方は、受験申込みと同様に、土木学会 技術推進機構のホームページから申請して下さい。

・資格登録要件

- ① 特別上級技術者：土木学会フェロー会員であること。
- ② 上級技術者：土木学会個人会員であること。
- ③ 1 級技術者：土木学会個人会員であること。
- ④ 2 級技術者：土木学会個人会員または学生会員であり、日本技術者教育認定機構 (JABEE) の認定プログラムを修了もしくはそれと同等で、かつ 1 年以上の実務経験年数を有していること。なお、大学院在籍も実務経験と見なします。

(注) 当分の間、同等であるか否かは以下のように取扱います。

最終学歴	資格登録時の取扱い
大学卒業 短期大学専攻科卒業 高等専門学校専攻科卒業	同等として扱います。
その他	登録の可否は、2 級技術者資格小委員会の審査判定に委ねられます。

- 「資格認定証」の交付申請は随時受け付けますが、なるべく平成 20 年 2 月 29 日 (金) までに申

請して下さい。これ以降に申請される場合は、申請の際に土木学会 技術推進機構までご連絡下さい。

(3) 「資格認定証」の交付申請を行わないと各技術者資格の名称は使用できません。

「資格認定証」の交付申請に当たっては、各資格所定の「交付手数料」（登録管理費）をお支払い下さい。

・ 交付手数料（登録管理費）

- ① 特別上級技術者 20,000 円
- ② 上級技術者 15,000 円
- ③ 1 級技術者 10,000 円
- ④ 2 級技術者 5,000 円

(4) 交付手数料はクレジットカードまたはコンビニエンス・ストアでのお支払いとなっていますので、交付申請フォーム画面でお支払い方法を選択して下さい。

(5) 利用できるクレジットカードは JCB カード、アメリカン・エクスプレスカード、VISA カード、マスターカードです。また、利用できるコンビニエンス・ストアは、セブンーイレブン、ローソン、ファミリーマートです。

(6) 交付申請は、土木学会 技術推進機構のホームページの「2007 年度技術者資格認定証交付について」の中にある「資格認定証交付申請のページ」をクリックすると、交付申請フォーム画面が表示されます。画面の指示に従って必要事項を入力後、「申請開始」ボタンをクリックして、申請を開始して下さい。

(7) 「申請開始」ボタンをクリックすると次の画面で、申請された方のお名前が表示されます。ここで、交付手数料の支払い方法を選択し、「次へ進む」ボタンをクリックして下さい。なお、一度「次へ進む」ボタンをクリックすると支払方法は変更できませんのでご注意下さい。

クレジットカードでのお支払いを選択され、「次へ進む」ボタンをクリックすると、カード決済画面が表示されますので必要事項を入力して下さい。カード決済が終了すると「交付申請受付完了」画面が表示されます。

コンビニエンス・ストアでのお支払いを選択され、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「交付申請受付完了」画面が表示されます。

(8) インターネットでの資格認定証交付申請手続きが完了しますと、土木学会 技術推進機構から受験者本人宛（受験申込み時に入力いただいたメールアドレス）に「交付申請」受理の確認メールを送信します。なお、交付手数料のお支払いにコンビニエンス・ストアをご利用の場合は、確認メールに記載された期日（申請手続きから 2 週間以内）までにお支払いがないと交付申請は無効となりますのでご注意下さい。

8. 「資格認定証」の交付

(1) 「資格認定証」の交付時期は平成 20 年 3 月中旬の予定です。

(2) 「資格認定証」交付後は、資格認定者の方は、名刺等に資格分野の名称を併記し、以下のように表示することができます。

表記例：特別上級技術者〔調査・計画〕（土木学会）、特別上級技術者〔土木学会、調査・計画〕

：上級技術者〔調査・計画〕（土木学会）、上級技術者〔土木学会、調査・計画〕

：1 級技術者〔調査・計画〕（土木学会）、1 級技術者〔土木学会、調査・計画〕

: 2級技術者（土木学会）

9. 「資格認定証」の認定期間

- (1) 2007年度の受験による、特別上級技術者、上級技術者、1級技術者の認定期間の満了日は2013年（平成25年）3月31日となります。
- (2) 2級技術者資格の2007年度の受験による合格者のうち、資格登録要件（本書5ページ「資格認定証」の交付申請参照）を満足する合格者については、認定期間の満了日は2013年（平成25年）3月31日となります。その他の合格者については、資格登録要件を満足する最も早い年の4月1日を開始日として、2013年（平成25年）3月31日までが認定期間となります。

10. 資格認定者名の公表

- (1) 認定された方の氏名を、平成20年3月31日（月）以降、土木学会 技術推進機構のホームページ（<http://www.jsce.or.jp/opcet/>）に掲載します。
- (2) 同様に、土木学会土木会館（東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内））に同日から2週間掲示します。
- (3) 上記以外に、「土木学会誌」、新聞紙上等で公表する場合があります。

11. 更新審査

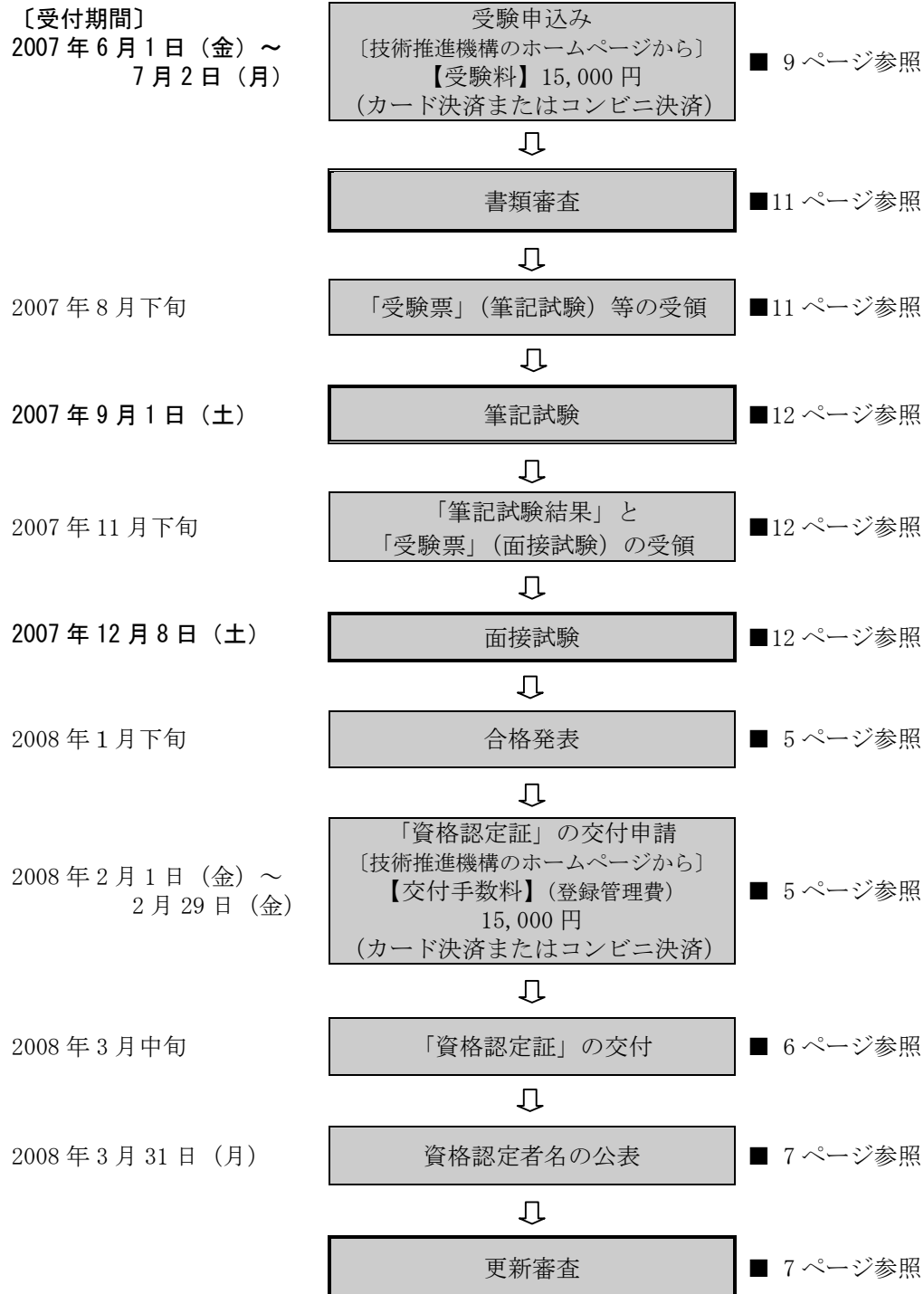
- (1) 資格認定者本人の申請により5年毎に更新審査を実施します。
- (2) 資格の更新には、所定のCPD（継続教育）単位※の取得を条件とします。
※所定のCPD単位の取得にあたっては、「資格認定証」と同時に送付される『資格認定者のCPD課題と達成目標に関するガイドライン』をご参照下さい。

上級技術者資格認定の手順

1. 「受験申込み」から「資格認定証」の交付までの手順

「受験申込み」から筆記試験等を経て、「資格認定証」の交付、さらにその後の「更新審査」までの流れは以下のようになっています。詳細については、各参照ページをご覧ください。

資格分野の選択についてお分かりになりにくい場合は、土木学会 技術推進機構までお問い合わせ下さい。



2. 受験申込み方法

- (1) 受験の申込みは、土木学会 技術推進機構のホームページからのみとなっております。
土木学会 技術推進機構のホームページの URL アドレスは下記の通りです。

<http://www.jsce.or.jp/opcet/>
- (2) 「2007 年度上級技術者資格審査の実施について」のサイトにある「受験申込みのページ」をクリックすると、申込みフォーム画面が表示されますので、画面の指示に従って必要事項を入力して下さい。
- (3) 受験申込みの受付は、

2007 年 6 月 1 日（金） 9 : 00 から 2007 年 7 月 2 日（月） 17:00 まで

とします。
- (4) 受験申込みにあたっては「受験料」として 15,000 円をお支払い下さい。受験料はクレジットカードまたはコンビニエンス・ストアでのお支払いのみとなっておりますので、受験申込みフォーム画面でお支払い方法を選択して下さい。
- (5) 利用できるクレジットカードは、JCB カード、アメリカン・エクスプレスカード、VISA カード、マスターカードです。また、利用できるコンビニエンス・ストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートです。
- (6) インターネットでの受験申込手続きが完了いたしますと、土木学会 技術推進機構から受験者本人宛（受験申込み時に入力していただいたメールアドレス）に「受験申込み」受理の確認メールを送信します。なお、受験料のお支払いにコンビニエンス・ストアをご利用の場合は、確認メールに記載された期日（お申込から 2 週間以内）までにお支払いがないと受験申込みは無効となりますのでご注意ください。
- (7) 受験申込み受付期間内であれば、申込み内容の変更および確認を行うことができます。
- (8) 受験申込み受付の締切間際には申込みが殺到し、ホームページへのアクセス自体が困難になるなどの不都合が生じる場合も予想されますので、なるべく早目の申込みをお願いします。
- (9) 納付された「受験料」は理由の如何に拘らず返還いたしません。また、次回の受験への充当もできません。
- (10) 原則として、受験申込み受付期間を過ぎてからの資格分野および希望受験地の変更は認めません。

3. 受験申込みフォーム画面の入力内容について

受験申込みフォーム画面への入力にあたっては、以下の注意事項をよく読み、受験者本人が行って下さい。

- (1) 受験申込みフォーム画面への入力においては、特殊文字（○付数字、ローマ数字、上付き文字等）、半角カタカナは使用できません。
- (2) 生年月日等の日付はすべて西暦で入力して下さい。
- (3) 土木学会会員の方は会員番号を必ず入力して下さい。なお、資格登録時には土木学会会員（個人会員）であることが必要です。
- (4) 資格分野については、以下の 10 分野から主分野と副分野について各々 1 分野を選択し入力して下さい（副分野は主分野で選択していない分野を選択して下さい）。なお、本年度は「総合」分野の審査は行いません。

〔資格分野〕

- 1) 鋼・コンクリート、2) 地盤・基礎、3) 流域・都市、4) 交通、
- 5) 調査・計画、6) 設計、7) 施工・マネジメント、8) メンテナンス、
- 9) 防災、10) 環境

- (5) 筆記試験会場は、札幌、仙台、東京、名古屋、神戸、東広島、高松、福岡から受験者の希望地を選択して下さい。なお、受験者の人数によってはご希望の会場で受験できない場合がありますので、予めご承知置き下さい。
- (6) 保有資格については、技術士、博士（工学）、Ph.D.、コンクリート主任技士等から受験者個人にとって優先度の高い順にその資格名称を3つ以内で入力して下さい。ただし、「**技術士**」資格を有する方は、必ず入力して下さい。併せて、登録番号、取得（登録）年月日を入力して下さい。
- (7) 旧技術士制度※において取得した「**技術士**」資格を有する方は、「**技術士登録証**」の控えを筆記試験当日に必ず持参して下さい。また、「**総合技術監理部門**」の「**技術士**」資格を有する場合は、「**総合技術監理部門**」が記載された「**技術士登録証**」の控えでも構いません。なお、いずれの「登録証」も A4 版に縮小コピーし、技術推進機構から送付される「**受験票**」に記載された受験番号を「**登録証**」の上部に記入しておいて下さい。
※ 旧技術士制度：技術士法の改正（2000（平成 12）年 4 月 26 日 法律第 48 号）以前の技術士法による技術士制度
- (8) 業務経歴は新しい経歴から順に遡って 12 項目以内で入力して下さい。「主な業務内容」は受験者の立場・業務内容・成果が分かるように、各項目全角 140 文字以内で簡潔に入力して下さい。「在職期間」も西暦で入力して下さい。ただし、2007 年（平成 19 年）5 月末日までとします（例：1999 年 4 月～2007 年 5 月）。なお、在職期間を入力していただくのは受験資格（本書 2 ページ参照）を満たしているか否かを判断するためです。
- (9) 業績について、受験者の立場、特記すべき業績の内容等を全角 800 文字程度で入力して下さい。業績の説明に図表が必要な場合は「参照」ボタンをクリックして、図表が記載された PDF ファイルまたは Word ファイル（Windows 版）を添付して下さい。この場合、ファイルサイズは 1MB 以内とし、印刷した場合のページ数が A4 版 1 ページとなるように作成して下さい。
- (10) 入力後、受験申込みフォーム画面の「**申込確認へ**」ボタンをクリックすると、入力した内容の確認画面が表示されますので、正確に入力されているかどうかを確認し、修正を必要とする場合には、「**戻る**」ボタンをクリックし、受験申込みフォーム画面に戻って適宜修正して下さい。
- (11) 入力した内容の確認画面で修正の必要がなければ、「**次へ進む**」ボタンをクリックして下さい。「**次へ進む**」ボタンをクリックすると、受験料お支払い画面が表示されます。なお、一度「**次へ進む**」ボタンをクリックすると**受験申込み内容の確認画面へは戻れません**ので、適宜、受験申込み内容を印刷しておくことをお勧めします。
- (12) 受験申込みフォーム画面で入力された内容は、「**受験申込書**」（本書 13～15 ページ参照）の様式で土木学会 技術推進機構が印刷し保管します（受験申込書 1 枚目の写真欄と「**技術者倫理に係わる事項**」の宣誓書については本書 11 ページの 5. (4) を参照して下さい）。

4. 書類審査

- (1) 「受験申込書」に入力された内容について「書類審査」を実施します。
- (2) 審査の内容は、受験資格の確認、ならびに業務経験と業績の評価などです。

5. 「受験票」(筆記試験)等の受領

- (1) 「受験票」(筆記試験)の送付

筆記試験の「受験票」を土木学会 技術推進機構から受験者本人宛(受験申込みフォーム画面で入力された現住所)に送付します。

- (2) 「受験票」(筆記試験)の未着、紛失等

8月22日(水)の時点で「受験票」が到着しない場合は、土木学会 技術推進機構まで電話で問い合わせ下さい。ただし、問い合わせは8月24日(金)までとします。

- (3) 「受験票」(筆記試験)記入内容の確認

「受験票」を受領の際は、試験の日時、試験会場(原則として受験者の希望地)および受験番号を必ず確認し、紛失しないように大切に保管して下さい。

- (4) 「受験申込書」(1枚目)の送付

受験者が受験申込みフォーム画面で入力した内容を土木学会 技術推進機構が「受験申込書」(本書13~15ページ参照)の様式で印刷したもののうち、1枚目(本書13ページ参照)のみを「受験票」と併せて送付します。

「受験申込書」の写真欄に受験者本人であることが確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm程度のもの)を添付して、筆記試験当日に持参して下さい。

また、土木学会が制定した「土木技術者の倫理規定」(本書18ページ参照)を遵守することについて受験者本人の署名が必要ですので、**【宣誓書】の署名欄に署名**をしておいて下さい。

技術者倫理については、「倫理規定」制定の背景、「倫理規定」の各条項等の内容の理解に努めて下さい。「社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言—土木技術者の決意—」(本書19~20ページ参照)についても併せてご一読下さい。

- (5) 「経験に係わる課題」の送付

「受験票」と併せて「経験に係わる課題」と解答用紙を送付します。課題に対する解答を受験者本人が解答用紙に記入し、筆記試験当日に必ず持参して下さい。「経験に係わる課題」に対する解答は面接試験での審査対象となります。ただし、旧技術士制度※において取得した「技術士」資格を有する方は、受験する資格分野に拘らず、「経験に係わる課題」が免除されます。また、「総合技術監理部門」の「技術士」資格を有する方も同様に免除されます。

「経験に係わる課題」の概要は以下のとおりです。

課題の概要	課題数と解答字数
受験者が選択した資格分野(主分野)について受験者の業務経歴に関する課題	(記述式)1問 1,000字以上2,000字以内

※ 旧技術士制度：技術士法の改正(2000(平成12)年4月26日 法律第48号)以前の技術士法による技術士制度

6. 筆記試験

(1) 筆記試験の概要は以下のとおりです。

問題の種類	問題の概要	解答時間	問題数と解答字数
共通問題	技術者倫理等に関する問題	10:00～11:30 (1時間30分)	(記述式) 1問 1,000字以上2,000字以内
昼食・休憩			
専門問題 (副分野)	受験者が選択した副分野についての専門技術知識に関する問題	13:00～14:30 (1時間30分)	(記述式) 1問 1,000字以上2,000字以内
解答用紙回収・問題配布 (休憩)			
専門問題 (主分野)	受験者が選択した主分野についての専門技術知識に関する問題	15:00～18:00 (3時間)	(記述式) 2問 各問1,000字以上2,000字以内

- (2) 共通問題は技術者倫理等に関する記述式問題が出題されます。
- (3) 専門問題は受験者が選択した資格分野（主分野と副分野）について専門技術知識に関する記述式問題が出題されます（資格分野については、本書3ページを参照して下さい）。

7. 「筆記試験結果」と「受験票」（面接試験）の受領

(1) 「筆記試験結果」と「受験票」（面接試験）の送付

筆記試験受験者全員に「筆記試験結果」を受験者本人宛（受験申込みフォーム画面で入力された現住所）に送付します。なお、「筆記試験」の合格者で面接試験の受験対象者には面接試験の「受験票」を同封します。

(2) 「受験票」（面接試験）の未着、紛失等

11月28日（水）の時点で「受験票」が到着しない場合は、土木学会 技術推進機構まで電話で問い合わせして下さい。ただし、問い合わせは11月30日（金）までとします。

(3) 「受験票」（面接試験）記入内容の確認

「受験票」を受領の際は、面接試験の日時、試験会場および受験番号を必ず確認し、紛失しないように大切に保管して下さい。

8. 面接試験

(1) 面接試験は、筆記試験の合格者に対して、受験者が選択した資格分野に関して行います。ただし、旧技術士制度において取得した「技術士」資格を有する方は、面接試験が免除されます。また、「総合技術監理部門」の「技術士」資格を有する方も同様に免除されます。

(2) 2名の面接委員が受験者1人ずつに対し面接試験（口頭試問）を行います。

(3) 面接試験は以下の項目に対して行います。

- 1) 受験者が作成した「経験に係わる課題」に係わる事項
- 2) 受験者本人の業績に係わる事項
- 3) 受験者の資格分野における諸課題に関する見識に係わる事項
- 4) その他

※ 「合格発表」、「資格認定証の交付申請」等については、本書の5ページをご覧ください。

土木学会 上級技術者資格 受験申込書【参考】

社団法人土木学会 会長 殿

下記により、社団法人土木学会 上級技術者資格を受験したいので、ここに申込みます。

〔個人に係わる事項〕			受験番号 ※1		
フリガナ			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="font-size: small;">縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真 で、本人と確認できるもの とします。</p> </div>		
氏 名	(男・女)				
生年月日	年 月 日生 (歳)				
現住所	〒 — (電話) — —				
勤務先	名 称 (役職名まで)		資 格 分 野	主分野	
	所在地	〒 — (電話) — —		副分野	
				希望受験地	
最 終 学 歴	学 校 名		土木学会 会員番号		
	学部学科名等		※1 土木学会記入		
	卒業・修了年				

〔保有資格〕

資格の名称	登録番号	取得年月日

〔技術者倫理に係わる事項〕

【宣誓書】

私は、土木学会が制定した「土木技術者の倫理規定」を遵守することを宣誓いたします。

日付： 2007年 月 日

署名：

〔業績に係わる事項〕

(受験者の立場、特記すべき業績等を 800 字程度で記入して下さい。)

--

受付番号 ※2	
---------	--

※2 土木学会記入

(社)土木学会 技術推進機構

付録. 資格更新のための継続教育（CPD）

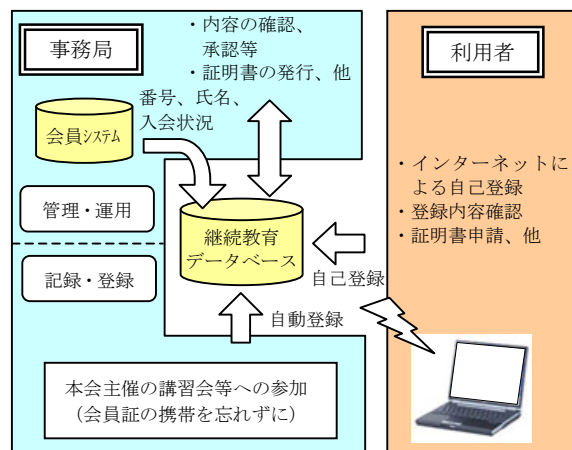
- (1) CPD とは、Continuing Professional Development のことで、継続的な専門能力開発すなわち専門家として必要な知識や能力の維持向上に努めることを意味しています。どのような機会を利用してどれだけ CPD に取り組んだかを定量的に示すため、本会の CPD 制度では、17 ページに示すような「教育分野」、「教育形態」（講習会、研修会等への参加、論文等の発表、企業内研修、技術指導、業務経験、自己学習など）と CPD 単位を定めています。
- (2) 2007 年度の各資格審査に合格し、認定された方の認定期間は **2013 年 3 月 31 日まで**となっています。引き続き資格を保有するためには、この認定期間の満了日までに CPD 単位として **250 単位**（年間 50 単位以上を推奨）を取得する必要があります（下表参照）。

資格認定・更新手続きと CPD 期間

年度	資格認定・更新手続き	CPD 期間
2007	受験、合格→「認定証交付」申請	2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日 (この間に、合計 250 単位 (年間 50 単位以上を推奨) の取得が必要です。)
2008	認定 (開始日: 4 月 1 日以降)	
2009		
2010		
2011		
2012	更新申請・認定証交付 (4 月以降)	
2013		

- (3) 所定の CPD 単位を取得し資格を更新するためには、実施した自らの CPD 記録を、本会など CPD 記録・登録システムを運用している学協会に登録しておく必要があります。
- (4) 本会では、インターネットを利用した「CPD システム」を運用しており、「教育分野」や「教育形態」に応じて CPD 記録を登録することができます。なお、この「CPD システム」の利用にあたっては、会員証（磁気カード）送付時に通知された ID とパスワードが必要です（下図参照）。

- (5) 「教育形態」のうち、講習会、研修会等の CPD プログラム情報の多くは、建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索・閲覧サイト」(<http://www.cpd-ccesa.org/>)に掲載されていますので、ご利用下さい。
- (6) 本会が主催する講習会、研修会等では、会場に設置されたカードリーダーを利用して参加記録を登録することができますので、会員証（磁気カード）を携帯して下さい。
- (7) その他、論文等の発表、企業内研修および OJT、技術指導、業務経験、自己学習に関わる CPD



土木学会の CPD システムの概要

- 記録の登録は、インターネットから自己登録していただきます。CPD 記録を確認させていただくことがありますので、関係書類等は控えておいて下さい。
- (8) 資格取得後の CPD については、『資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』（最新版）をご参照下さい。（このガイドラインは本会の Web サイトからもダウンロードできますが、資格認定者には別途送付します。）
- (9) 本会の CPD 制度、技術者資格制度に関する情報については、本会のホームページで随時更新していますので、ご覧下さい。

土木学会のCPD制度における教育分野の分類

教育分野および内容			記号
I 基礎共通分野	倫理	倫理規定、技術倫理、職業倫理など	A
	一般科学	数学、物理、化学、生物学、統計学、数値解析など	B
	環境	地球環境問題、生態学など	C
	社会経済動向	国内外の社会動向、産業経済動向など	D
	法律・契約	関連法令、知的財産権法、契約制度など	E
	教養	語学（プレゼンテーション、コミュニケーション）、歴史、宗教、技術史など	F
II 専門技術分野※	I	応用力学、構造工学、鋼構造、耐震工学、地震工学、風工学など	G
	II	水理学、水文学、河川工学、水資源工学、港湾工学、海岸工学、海洋工学、環境水理など	H
	III	土質力学、基礎工学、岩盤工学、土木地質、地盤環境工学など	I
	IV	土木計画、地域都市計画、国土計画、交通計画、交通工学、鉄道工学、景観・デザイン、土木史、測量など	J
	V	土木材料、舗装工学、コンクリート工学・コンクリート構造など	K
	VI	建設事業計画、設計技術、積算・契約・労務・調達、施工技术、環境影響対応技術、維持・補修・保全技術、建設マネジメントなど	L
	VII	環境計画・管理、環境システム、用排水システム、廃棄物、環境保全など	M
III 周辺技術分野	環境アセスメント、環境調査、建設生産システム、情報工学、コミュニケーション技術（情報化技術）、コンピュータプログラミングなど	N	
IV 総合管理分野	CM、PM、品質保証、安全管理、リスクマネジメント、公共経済学、社会資本整備論（費用対効果分析・事業評価手法）など	O	

※ 専門技術分野は、原則として土木学会年次学術講演会講演部門に準じています。

土木学会のCPD制度における教育形態の分類

教育形態	番号	内容	CPDF ^{※1}	CPD単位 =CPDF× H(hr)又はM(min)
i	1	講習会、研修会等への参加	1	H
	2	講演会、シンポジウム等への参加	1	H
ii	3	口頭発表（法人格を持つ学協会での発表、講演） ^{※3}	0.4	0.4M
	4	口頭発表（前記以外での発表、講演） ^{※3}	0.2	0.2M
	5	論文発表（学術雑誌への査読付き論文発表）	—	40 (1論文あたり)
	6	論文発表（一般論文、総説等）	—	10
	7	技術図書の執筆	3又は 原稿用紙 1枚につき1	3H又は枚数 (1件あたり 最大30)
iii	8	企業内研修プログラム受講	0.5	0.5H
	9	OJT	—	10 ^{※5}
iv	10	大学、学術団体等の講師 ^{※4}	—	10
	11	その他、社内研修会等の講師	—	5
v	12	成果を上げた業務等（責任者）	—	20
	13	成果を上げた業務等（担当者）	—	10
	14	特許取得（発明者に限る）	—	40
vi	15	技術会議への出席（議長や委員長の場合）	2	2H
	16	技術会議への出席（委員や幹事の場合）	1	H
	17	大学、研究機関（企業を含む）における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	—	20 ^{※5}
	18	自己学習 (学会誌購読等)	0.5	0.5H

※1 CPDの重み係数 CPD Factor を意味します。

※2 本会が主催又は共催、協賛、後援するものを対象とします。

※3 連名者（共著者）もこれに準じます。

※4 大学や学術団体等が実施する講習会、講演会等における講師が該当します。

※5 1年間当たりの上限値です。

土木技術者の倫理規定

土木技術者の倫理規定

基本認識

1. 土木技術は、有史以来今日に至るまで、人々の安全を守り、生活を豊かにする社会資本を建設し、維持・管理するために貢献してきた。とくに技術の大いなる発展に支えられた現代文明は、人類の生活を飛躍的に向上させた。しかし、技術力の拡大と多様化とともに、それが自然および社会に与える影響もまた複雑化し、増大するに至った。土木技術者はその事実を深く認識し、技術の行使にあたって常に自己を律する姿勢を堅持しなければならない。
2. 現代の世代は未来の世代の生存条件を保証する責務があり、自然と人間を共生させる環境の創造と保存は、土木技術者にとって光栄ある使命である。

倫 理 規 定

土木技術者は

1. 「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用し、品位と名誉を重んじ、知徳をもって社会に貢献する。
2. 自然を尊重し、現在および将来の人々の安全と福祉、健康に対する責任を最優先し、人類の持続的発展を目指して、自然および地球環境の保全と活用を図る。
3. 固有の文化に根ざした伝統技術を尊重し、先端技術の開発研究に努め、国際交流を進展させ、相互の文化を深く理解し、人類の福利高揚と安全を図る。
4. 自己の属する組織にとらわれることなく、専門的知識、技術、経験を踏まえ、総合的見地から土木事業を遂行する。
5. 専門的知識と経験の蓄積に基づき、自己の信念と良心にしたがって報告などの発表、意見の開陳を行う。
6. 長期性、大規模性、不可逆性を有する土木事業を遂行するため、地球の持続的発展や人々の安全、福祉、健康に関する情報は公開する。
7. 公衆、土木事業の依頼者および自身に対して公平、不偏な態度を保ち、誠実に業務を行う。
8. 技術的業務に関して雇用者、もしくは依頼者の誠実な代理人、あるいは受託者として行動する。
9. 人種、宗教、性、年齢に拘わらず、あらゆる人々を公平に扱う。
10. 法律、条例、規則、契約等に従って業務を行い、不当な対価を直接または間接に、与え、求め、または受け取らない。
11. 土木施設・構造物の機能、形態、および構造特性を理解し、その計画、設計、建設、維持、あるいは廃棄にあたって、先端技術のみならず伝統技術の活用を図り、生態系の維持および美の構成、ならびに歴史的遺産の保存に留意する。
12. 自己の専門的能力の向上を図り、学理・工法の研究に励み、進んでその結果を学会等に公表し、技術の発展に貢献する。
13. 自己の人格、知識、および経験を活用して人材の育成に努め、それらの人々の専門的能力を向上させるための支援を行う。
14. 自己の業務についてその意義と役割を積極的に説明し、それへの批判に誠実に対応する。さらに必要に応じて、自己および他者の業務を適切に評価し、積極的に見解を表明する。
15. 本会の定める倫理規定に従って行動し、土木技術者の社会的評価の向上に不断の努力を重ねる。とくに土木学会会員は、率先してこの規定を遵守する。

(1999.5.7 土木学会理事会制定)

社会資本と土木技術に関する 2000 年仙台宣言

— 土木技術者の決意 —

社会資本は人びとの安全を守り、生活を豊かにする基盤である。土木技術は、有史以来今日に至るまで、社会資本の整備を通じて経済・社会・国民生活の向上に貢献してきた。戦後わが国が世界に例を見ない速度で社会資本を整備してきたこと、脆弱な国土条件の克服に努めてきたこと、現場を始めとする多くの技術者が社会に貢献し、住民の理解を得るために懸命の努力を続けてきたことは、われわれの大きな誇りである。

しかし、技術領域の拡大と多様化とともに、土木技術が自然および社会に与える影響もまた複雑化し、増大している。その中で、社会資本整備の歴史的・社会的意義に対する客観的理解を必ずしも十分得るに至らなかったことや、社会の要請にこたえていないとの批判を受けていることも事実である。

土木事業を担う技術者、土木工学に関わる研究者によって構成される土木学会は、その崇高なる社会的使命と職責の重大さを認識し、わが国の工学系学会として初の倫理規定を「土木技術者の信条および実践要綱」として1938年3月に発表した。これは、自然と社会との調和を図る技術を行使する土木技術者は広い識見と高潔な姿勢を保つべしとの自負心の発露であった。

さらに、土木学会は1999年5月に上記「信条および実践要綱」を改定し、土木技術者が職業上の責務を遂行するにあたって自らを律する姿勢を「土木技術者の倫理規定」として制定した。ここでは、第4項に「自己の属する組織にとらわれることなく、専門的知識、技術、経験を踏まえ、総合的見地から土木事業を遂行する」との矜持を示し、第14項に、土木技術者は「自己の業務についてその意義と役割を積極的に説明し、それへの批判に誠実に対応する」と謳っている。

本宣言は、社会資本の整備のあり方を根本的に問い直すことが今求められているとの認識にたち、上記規定を具現化するものとして、多様な歴史認識と価値観を尊重しつつ、我々土木技術者の思い描く社会資本の整備の意義、理念と、その実現のための方策に関する基本的見解を社会に対して表明するものである。

土木技術者は、

(社会資本の整備の意義)

1. 「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、はぐくむために社会資本を建設し、維持・管理、活用する。

(理念-1. 自然との調和, 持続可能な発展)

2. 自然を尊重し、現在のみならず将来世代の安全、福祉、健康を増進することを最優先し、人類の持続的発展を目指して自然・地球環境の保全と活用の調和を図る。

(理念-2. 地域の主体性の尊重)

3. 画一的な整備方針ではなく、地域の主体性を尊重し、個性ある自律的な地域社会の形成に寄与する。

(理念-3. 歴史的遺産, 伝統の尊重)

4. 歴史的遺産、地域固有の文化・風土、伝統を尊重するとともに、新たな文化・文明の創造に努める。

(方策-1. 社会との対話, 説明責任の遂行)

5. 社会資本の整備にあたっては、専門家として負託された目的を認識し、社会の合意形成のために、その必要性を具体的に説明するなど、積極的な対話に努める。

(方策-2. ビジョン・計画の明確化)

6. 国土づくり、地域づくりの中長期的ビジョンを掲げ、そこへの道筋を明快に示す社会資本の整備の計画を積極的に提案する。

(方策-3. 時間管理概念の導入)

7. 事業の実施にあたっては、費用削減努力に加え、計画から運用までの全ての段階において、事業の遅延がもたらす機会損失や時間短縮による社会的便益を勘案した時間管理概念を導入する。

(方策-4. 公正な評価と競争)

8. 学際的・国際的に競争力ある技術ならびに人材の開発・育成、技術者資格制度の充実、技術・技能・知的創造の正当な評価のもとでの個人および組織の競争選抜の促進に努める。

(方策-5. 社会資本整備のための技術開発)

9. 自ら切磋琢磨し、技術、技能の不断の向上に努める。とりわけ、効率的で環境と調和した社会資本の整備のために、プロジェクトマネジメント能力の向上や、コスト縮減、リサイクルなどの新技術ならびに国際貢献に資する技術の開発に努力を傾注する。

土木学会は、

本趣旨を踏まえ、社会資本の整備に関する諸制度の改善に向けての提案、土木技術者の能力向上の支援を積極的に行う。
(2000年11月22日 理事会承認)

本宣言の趣旨と解説については、それぞれ、土木学会誌2000年9月号, pp. 6-8, pp.11-14を参照。また、2000年9月22日開催の特別討論会「社会資本と土木技術に関する2000年仙台宣言(案)―土木技術者の決意―」に關していただいたご意見とそれに関する企画委員会の見解については、土木学会誌2001年1月号, pp. 15-18を参照。



いままで出題された問題（記述式および択一式）につきましては、(社)土木学会 技術推進機構のホームページ（技術者資格制度のサイト）に掲載されております。ご参照下さい。

土木学会認定技術者資格制度に関する事項は、(社)土木学会 技術推進機構が担当しています。

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内）

TEL : 03-3355-3502 FAX : 03-5379-0125

URL : <http://www.jsce.or.jp/opcet/> E-mail : opcet@jsce.or.jp
